

第1章 計画の基本的事項

1.1 策定の背景

和光市では、2003年（平成15年）に「和光市環境基本条例」を制定、「和光市環境基本計画」を策定し、環境先進自治体として環境問題に取り組んできました。さらに、地域での新エネルギーの導入を展開し、支援するため、「和光市地域新エネルギービジョン」を2005年（平成17年）に策定しました。

また、市は、一事業者としての立場から地球温暖化対策に率先して取り組むため、2001年（平成13年）に、「和光市地球温暖化防止実行計画」を策定するとともに、ISO14001認証に基づく成果を踏まえ、2007年（平成19年）には「第二次和光市地球温暖化防止実行計画」を策定し、これまでに温室効果ガス排出量の削減及び環境配慮に取り組んできました。

一方、地球規模では、1992年（平成4年）の地球サミット以降、温暖化対策が国際社会の中でも主要な課題として取り組まれ、1997年（平成9年）に第3回気候変動枠組条約締結国会議（COP3）において採択された「京都議定書」^{（1）}が2005年（平成17年）に発行されています。また、2009年（平成21年）の第15回気候変動枠組条約締結国会議（COP15）に先立ち行われた国連気候変動首脳会議において、日本は、2020年（平成32年）までに温室効果ガスを1990年（平成2年）比で25%削減することを表明しています。

このような国際情勢を受けて、国は1998年（平成10年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」^{（2）}（以下「温対法」という。）を制定し、地方公共団体による、京都議定書の達成に向けた取組を義務付けるとともに、2010年（平成22年）には、温暖化対策基本法案が閣議決定され、その中で中長期的な目標として2020年（平成32年）までに温室効果ガスを1990年（平成2年）比で25%削減することが正式に決定されました。

市では、「第二次和光市地球温暖化防止実行計画」の計画期間が平成23年度で終了することから、第三次計画を策定し、和光市役所全体で地球温暖化防止への取組をより一層推進していくこととします。

また、2008年（平成20年）に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」^{（3）}（以下「省エネ法」という。）が改正されたことにより、和光市（教育委員会、公営企業を除く。）が特定事業者としての指定を受けたことから、併せて省エネルギー化に向けた取り組みが急務の課題となっています。

京都議定書（ 1）

1997年（平成9年）の第3回気候変動枠組条約締結国会議（COP3）で採択された議定書で、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの期間中に、先進国全体の温室効果ガス6種類の合計排出量を、1990年（昭和62年）比5.2%（日本は6%）削減することを定めたもの。

地球温暖化対策の推進に関する法律（ 2）

COP3での京都議定書の採択を受け、1998年（平成9年）に制定された法律で、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定めたもの。

この中で、地方公共団体に対して地方公共団体実行計画の策定を義務付けている。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（ 3）

石油危機を契機として1979年（昭和54年）に制定された法律で、燃料資源の有効利用の確保とエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずることなどを目的としたもの。

事業者全体の年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の場合に、技術者の選任、定期報告、中長期計画の作成などの義務が課される。

1.2 目的

本計画は、地球温暖化対策を推進するために、市自らの事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を削減するとともに、市民や事業者の模範となるよう、環境負荷の低減に積極的に取り組むことを目的とします。

温室効果ガス排出量の削減には、全庁的な取組が不可欠であることから、各施策に基づく事務事業において、本計画に基づく対策が実施される必要があります。

1.3 位置付け

本計画は、和光市環境基本計画に基づき、市役所での環境保全行動・環境配慮のあり方を示した行動計画であり、「温対法」第20条第3項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置付けられます。また、省エネ法への対応も兼ねています。

1.4 対象とする範囲

(1) 立地の適用範囲

本庁舎及び市内にある全ての出先施設を対象とします。

指定管理者施設、委託施設等についても数値目標の対象とします。

ただし、市が直接管理できない組織及び施設については、対象範囲から除き、本計画への協力を呼びかけます。

また、基準年度以降に建設された施設も対象とします。

(2) 対象者の適用範囲

市職員及び常駐する受託業者の従業員を対象とします。外部受託者等については、温室効果ガス排出量抑制の取組を行うよう要請します。

(3) 活動の適用範囲

市のすべての機関(市長部局、水道部、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会、監査委員事務局、農業委員会事務局等)が実施する事務事業を対象とします。

1.5 対象となる温室効果ガス

本計画における温室効果ガスとは、京都議定書及び温対法第2条第3項に掲げる以下の6種類とします。

温室効果ガスの種類	市の各施設からの主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料使用、電気使用及び廃プラスチック焼却に伴い発生します。
メタン (CH ₄)	燃料使用、自動車走行、廃棄物の焼却に伴い発生します。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料使用、自動車走行、廃棄物の焼却に伴い発生します。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒に使用され、修理や廃棄の際に排出されます。
パーフルオロカーボン (PFC)	冷媒として使用され、製品の使用また廃棄の際に排出されます。 (排出量が微量であり、把握が困難なため対象から除く。)
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備の絶縁ガスに使用され、点検や廃棄の際に排出されます。 (排出量が微量であり、把握が困難なため対象から除く。)

ただし、温室効果ガス総排出量の算定に当たっては、算定が難しく、排出量が比較的少ないPFCとSF₆を除きます。

1.6 排出量の算定方法

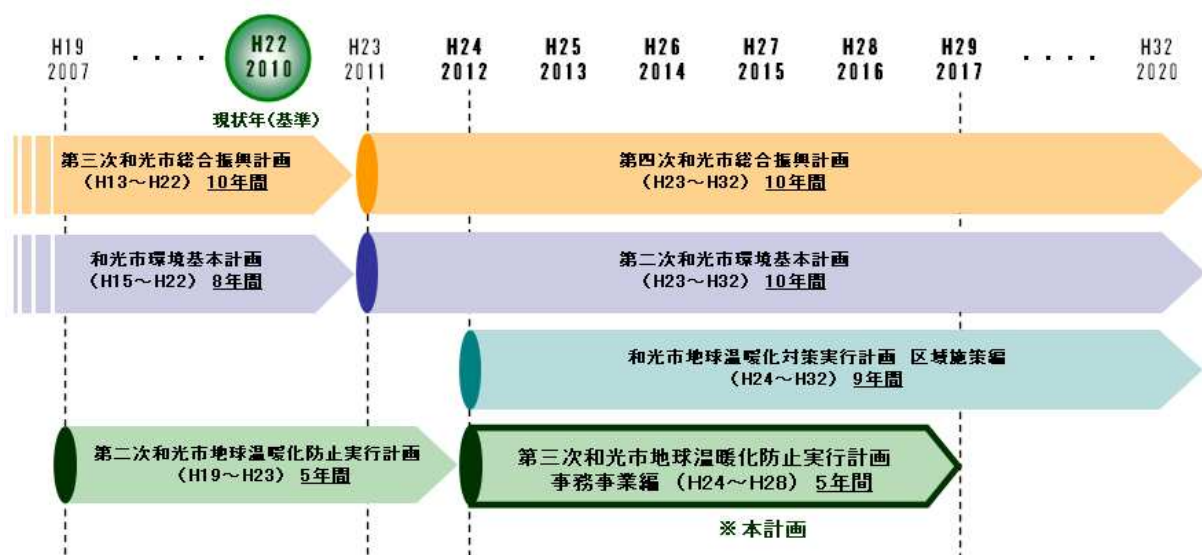
温室効果ガス排出量の算定に当たっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条に基づく排出係数及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成19年3月環境省）」を用いて算定します。

1.7 計画期間及び基準年度

本計画の期間は、2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までの5年間とします。

なお、現況年として2010年度（平成22年度）を基準に目標を設定します。

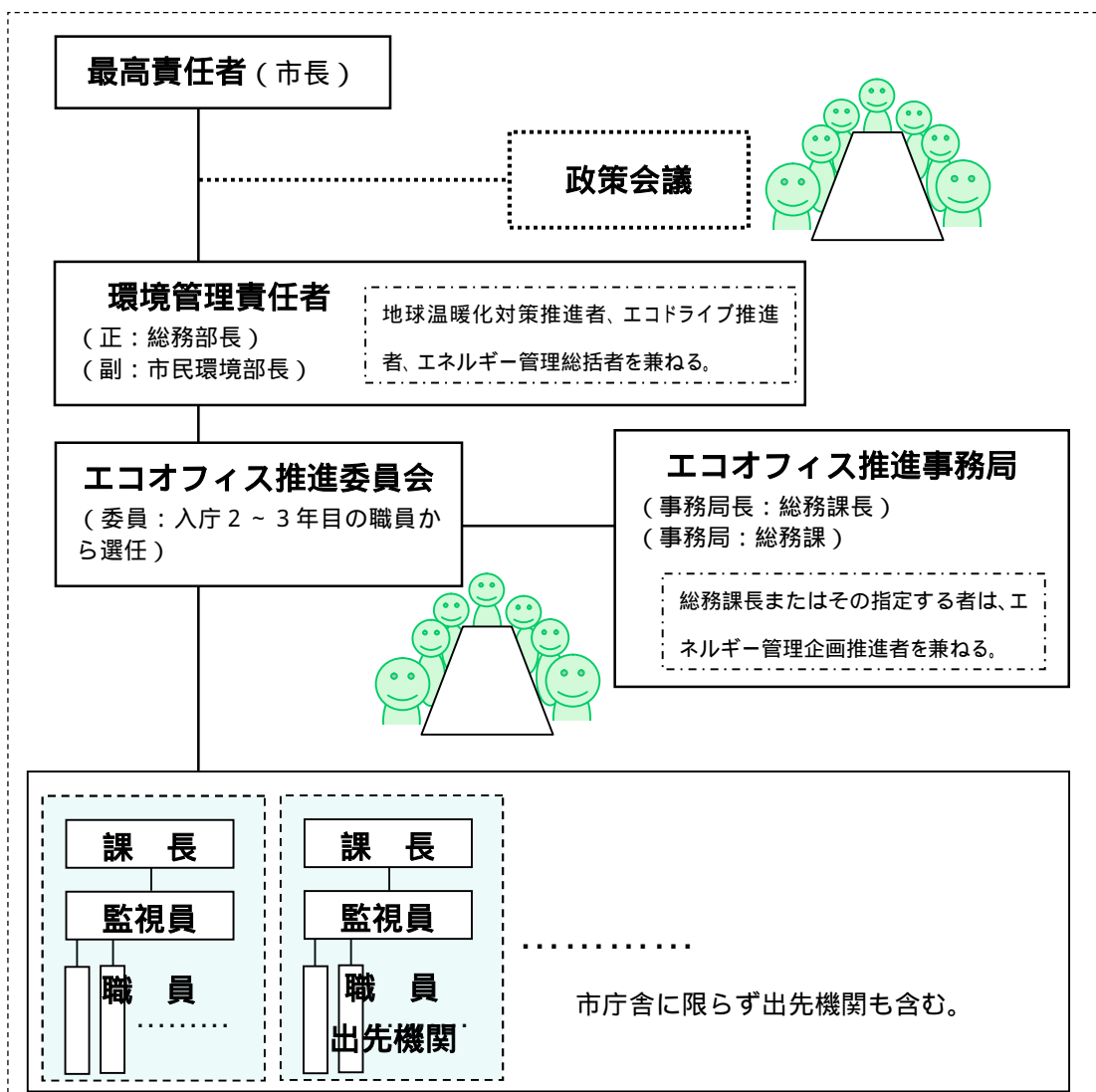
ただし、国の削減目標（2020年（平成32年）までに温室効果ガスを1990年（平成2年）比で25%削減する。）に対する施策の動向や状況を踏まえて、必要な見直しを図ることとします。



1.8 進行管理

(1) 推進体制

本計画の推進に当たり、市長を最高責任者とし、全庁あげて職員全員で取り組みます。また、埼玉県地球温暖化対策推進条例（以下「県条例」という。）及び省エネ法に基づき選任が必要な職についても、推進体制に位置付けます。



【 推進組織の役割等 】

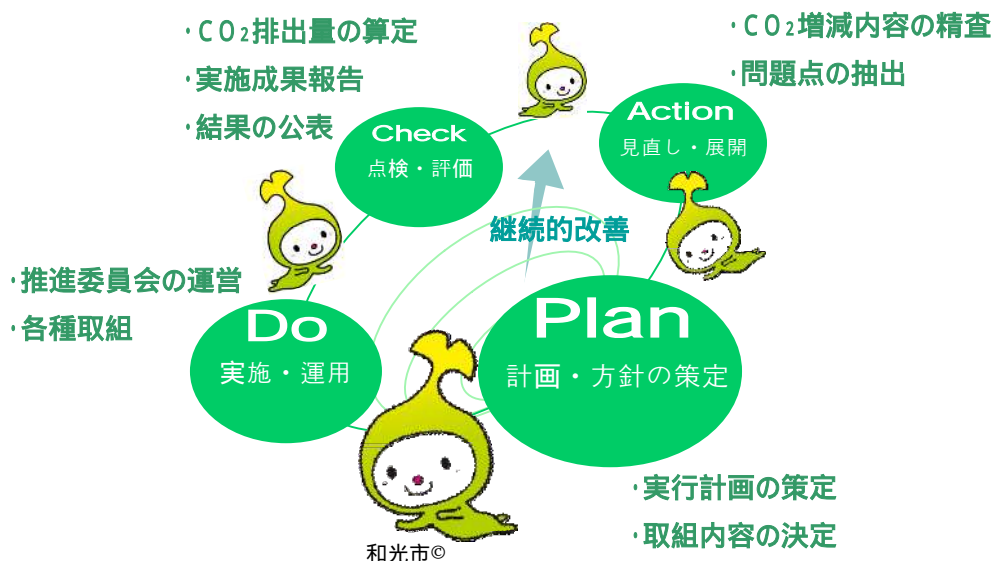
名称	役割等
環境管理責任者	エコオフィス推進に係る事務事業の総括責任者 総務部長は、県条例第16条に規定する地球温暖化対策推進者(1)、第33条に規定するエコドライブ推進者(2)、省エネ法第7条の2に規定するエネルギー管理総括者(3)を兼ねる。

エコオフィス 推進委員会	各職場での取組推進のための周知・指導・点検などの実施、 及び推進に関する調査・研究（詳細は要綱で規定）
エコオフィス 推進事務局	エコオフィス推進委員会の庶務その他の事務 総務課長又はその指定する者は、省エネ法第7条の3に規 定するエネルギー管理企画推進者（4）を兼ねる。
監視員	課内のエコオフィス活動の推進、監視、報告をする者 （課内の職員が持ち回りで担当となる。）
地球温暖化対策 推進者（1）	地球温暖化対策計画の作成を行うほか、事業者全体として の一貫した地球温暖化対策を推進する者
エコドライブ 推進者（2）	事業者全体としての一貫した地球温暖化対策が図れるよう に、エコドライブを普及・推進する者
エネルギー 管理総括者（3）	省エネルギー化のための中長期計画を作成するほか、各現 場の情報を総合して、事業者全体として一貫した管理が行 われるようエネルギー管理業務を総括する者
エネルギー 管理企画推進者 （4）	エネルギー管理総括者の補佐を行う者

（2）進行管理

独自の「和光市環境マネジメントシステム」をさらに発展させることで、取組の客観性・透明性を一層高め、継続的改善により、目標の早期達成を目指します。

また、エコオフィス活動の内容や実績などを管理・評価できる仕組みを構築し、PDCAサイクルの充実を図ります。



(3) 和光市環境マネジメントシステム

本計画の目標達成に向けて、「和光市環境マネジメントシステム」に基づき進行管理を行います。

計画・方針の策定(Plan)

環境方針の制定、周知、公表

最高責任者は、本計画の目標達成に向けて、市の取組に対する基本姿勢を示す「和光市環境方針」を定めます。

エコオフィス推進事務局は、「環境方針」を職員に周知するとともに、ホームページを通じて公表します。

実行計画及びエコオフィス手順書の策定、周知、公表

エコオフィス推進委員会は、「環境方針」に沿って、数値目標を含む市の具体的な取組の方向性を示す「実行計画」及び職員のエコオフィス活動のマニュアルとして「エコオフィス手順書」を策定し、その内容を職員に周知するとともに、ホームページを通じて公表します。

実施・運用(Do)

職場でのエコオフィス活動の実践

職員一人ひとりが、「環境方針」を念頭に、「実行計画」及び「エコオフィス手順書」に基づく取組を実践します。

各課長及び監視員は、職員に対してエコオフィス活動の実践を呼び掛け、指導を行います。

供給者・請負者に対する要請

職員は、納入業者、外部受託者、指定管理者及び工事請負者に対して、「環境方針」、「実行計画」を踏まえて、環境上配慮すべき事項を仕様書に明記して伝達します。

職員研修

エコオフィス推進事務局は、人事担当者と連携し職員の環境意識を高めるための研修を実施します。

エコオフィス推進委員会の運営

エコオフィス推進事務局は、「和光市エコオフィス推進委員会設置要綱」に基づき、エコオフィス推進委員会を運営します。

また、推進委員は、エコオフィス活動の日常的な点検や地球温暖化防止に関する研究や取組を実施します。

点検・評価・公表 (Check)

取組状況の点検【毎月】

監視員は、「エコオフィス手順書」に基づき、エコオフィス活動の取組状況について点検・記録し、庁内LANを通じてエコオフィス推進事務局へ報告します。

排出量等実態調査の実施【年1回】

エコオフィス推進事務局は、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量等を調査し、本計画の目標達成状況を環境管理責任者へ報告します。

公表【年1回】

エコオフィス推進事務局は、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量及び本計画に位置付ける取組の実施状況を取りまとめ、最高責任者に報告します。また、その内容を職員に周知するとともに、ホームページを通じて公表します。

見直し・展開 (Action)

見直しの実施

最高責任者は、点検・評価・公表の結果に基づき、本計画の見直しや、具体的取組の徹底などについて、環境管理責任者へ指示を行います。

継続的改善

